

インドネシア法務事情(5) インドネシア語の使用—契約にも適用

今回は、インドネシアのちょっと変わった法律と、それへの対応についてご説明しましょう。

インドネシアでは、「テリマカシ」（ありがとう）、「サマサマ」（どう致しまして、お互い様よ）という私達が旅行中に使うマレー系のインドネシア語が、1945年憲法で国語として定められています。しかし、インドネシアは、数千とも言われる島嶼からなる国、他にも数百に亘る言語が用いられていることもあってか、外国会社との契約は、英語で為されることが多いのが実情です。

1. 国家、言語、国章及び国家に関する法律

国威の発揚の為か、インドネシアでは2009年法律第24号で、国旗、言語、国章及び国家に関する法律が制定、施行されました。この法律は全文英文訳等がないようで、私もその詳細をお伝え出来ませんが、同法31条では、

1項：インドネシアの国家機関、インドネシア政府機関、インドネシアの私的企業またはインドネシア国民との合意書又は契約書においては、インドネシア語が用いられなければならない。

2項：1項にいう合意書又は契約書に外国当事者が関係する場合には、当該外国当事者の母国語及び／又は英語でも記載されうる。

と定められています。

2. 契約書は、インドネシア語で作成しなければならないか？

上述の31条1項からすると、日本企業がインドネシア企業またはインドネシア国民と契約するには、インドネシア語で契約書を作成しなければならないようにも考えられ、実際にもそのような解釈をしている方も多いと思います。しかし、2項は、外国当事者の母国語か英語でも契約書を作成しても良いとしており、必ずしも1項と2項の関係がはっきりしません。この日本企業とインドネシア企業の契約という上述の例で、日本語版とインドネシア語版両方の契約書を作った場合、どちらの言語の版が正式の版となるのか、よくわかりません。

しかし、31条2項については、その注釈が

インドネシア語、(外国当事者の)母国語及び／または英語版のいずれもオリジナルと考える。

としており、これに従えば、上述の例の日本語版も、正式の版と言うことになります。したがって、契約書は、日本語、インドネシア語の両方で作るのがよいということになるでしょう。

3. 二言語で作った契約書の優先関係

しかし、2つの版を作った時には、必ず、その言語間に齟齬が生じた場合、どちらの版が優先し、最終的にどちらに依拠すべきかを定める必要があります。では、この例では、インドネシア語を優先する版としなければならないのでしょうか。

インドネシアの弁護士さんに尋ねたところ、日本語版が優先するとしても問題ないと考えたとのことでした。どちらの言語の契約書もオリジナルとなると言う場合、このような優先に関する定めは契約を解釈する上で必要であり、その優先関係をどのように定めるかは当事者の意思によると考えられるとのことでした。インドネシア民法ⁱⁱも、日本民法と同じ契約自由の原則が採用されており、この原則により当事者が決めれば、それが採用されるということです。

2009年第24号法には罰則はないとのこと、上記優先性を当事者で定められるというのは、この法律に、契約自由の原則を制限するまでの強行法規制はないとのことだと思います。

この法律は、5月に来日された **Maulana & Partners** の **Insan Budi Maulana** 弁護士のインドネシア法セミナーの中で、頂いた質問から、私も知ることになりました。それを敷衍したのが本記事ですが、本文の文責は筆者にあります。

筆者 弁護士法人苗村法律事務所 代表弁護士 苗村博子

i 2009年第24号法では、施行2年以内に施行規則を定めることとされていますが、この注釈が、施行規則の一部であるのかは、残念ながら不明です。

ii インドネシア民法は、オランダ法が母法となったもので、日本民法にも非常に似ているということです。